

第2章

犯罪被害者等のための施策と進捗状況

第1節 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

交通事故被害者への相談対応

各都道府県警察本部・警察署において、交通事故相談として、「交通相談係」の表示を掲げ、相談窓口を設置している。相談窓口では、交通事故の当事者からの相談に応じ、

- ・保険請求、損害賠償請求制度の概要の説明
- ・被害者援助、救済制度の概要の説明
- ・各種相談窓口、被害者支援組織、カウンセリング機関の紹介
- ・示談、調停、訴訟の基本的な制度、手続などの一般的事項の説明

などを実施している。また、都道府県警察においては、交通事故被害者等から、当該交通事故などを起こした加害者に対する意見聴取の期日や運転免許の行政処分の内容などについて問い合わせがあった場合に、それぞれ適切に対応しており、平成20年中の都道府県警察における意見聴取の期日などに関する問い合わせに対する回答件数は52件、行政処分結果に関する問い合わせに対する回答件数は71件であった。

さらに、都道府県交通安全活動推進センターにおいても、職員のほか、弁護士、カウンセラーなどが、交通事故被害者等からの相談に応じ、適切な助言を行っており、平成19年度中の同センターにおける交通事故相談回数は17,586回であった。

また、内閣府において、地方公共団体の交通事故相談活動の推進を図るため、相談員と

しての基本的な心構えや知識の習得を目的とした「交通事故相談員中央研修会（初任者コース）」を開催した。さらに、被害者等からの相談に対する相談員の対応能力を向上させるため、「交通事故相談員総合支援事業（アドバイザー派遣事業、相談員研修事業・情報誌発刊事業）」を通じて、都道府県・政令指定都市の交通事故相談活動（平成19年度の相談件数は都道府県75,199件、政令指定都市15,584件）に対する支援を行っている。

今後も交通事故被害者等の心情に配慮しつつ、交通事故被害者等の要望に応じた適切な相談業務を実施していく。

刑事事件記録の閲覧制度

検察庁において、訴訟終結後の刑事事件の裁判書や記録（いわゆる確定記録）を保管しており、保管検察官の許可を得てだれでも閲覧することが可能である。

不起訴記録は、非公開が原則であるが、交通事故に関する実況見分調書などの証拠については、裁判所からの送付嘱託や弁護士会からの照会に対し、開示することが相当と認められるときは、これに応じている。

また、被害者参加制度の対象となる事件の被害者等の方々については、「事件の内容を知ること」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書などを開示し、弾力的な運用に努めている。

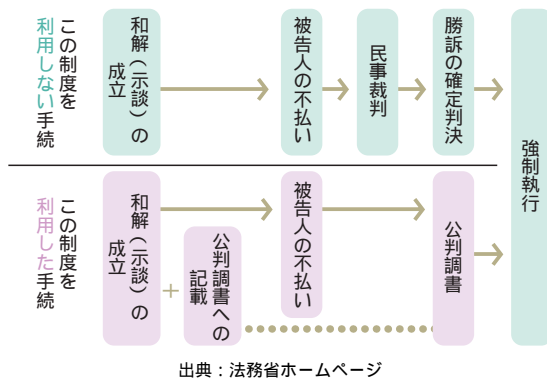
さらに、それ以外の事件の被害者等の方々についても、民事訴訟などにおいて被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使す

るために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書などを開示している。

刑事和解(犯罪被害者保護二法関係)

刑事和解とは、被告人と犯罪被害者等との間において、被告事件に関連する民事上の争いについて合意が成立した場合には、刑事事件の係属する裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てをすることができ、その合意が公判調書に記載されたときは、その記載が、裁判上の和解と同一の効力を有する制度である(「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」)。これにより、犯罪被害者等は、被告人から債務の履行がない場合に、別に民事訴訟を提起することなく、当該公判調書により強制執行の手続をとることができる。

この制度による申立てが公判調書に記載された延べ件数は、制度導入(平成12年11月)以降20年までの間に、403件であり、うち20年は35件であった^{*1}。



《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

日本司法支援センターによる支援(民事法律扶助制度の活用)

日本司法支援センター(愛称:法テラス)では、民事法律扶助業務として、経済的に余裕がない者に対し、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替えを行っている(法テラスホームページ「法テラスの業務(民事法律扶助業務)」: http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/mokuteki_gyoumu/minjihouritsufujo/)。

犯罪被害者等が加害者から損害賠償を任意に受け取ることができず弁護士に委任する必要があるものの、弁護士費用を負担する経済的な余裕がない場合には、同制度を利用することによって経済的負担が軽減される。また、平成20年12月1日から犯罪被害者等が刑事手続の成果を利用して簡易迅速に犯罪被害の賠償を請求することを可能とする損害賠償命令制度が開始されており、この制度の利用に当たっても、民事法律扶助制度の利用が可能である(P52 コラム3「法テラスの犯罪被害者支援」参照)。

しかし、法テラスにおける民事法律扶助などの犯罪被害者等に対する援助制度が十分認知されていないことから、引き続き制度の周知に努めていく。

損害賠償請求制度に関する情報提供の充実

警察庁において、「被害者の手引」(P64 嬰「『被害者の手引』の内容の充実等」参照)などにより、損害賠償請求制度の概要などについて、紹介している。

法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」や犯罪被害者等向けDVD「もしも...あなたが犯罪被害に遭遇したら」により、損害賠償請求制度に

(* 1) 最高裁判所事務総局の資料による。

について紹介している（P48 「刑事の手續等に関する情報提供の充実」参照）。

また、損害賠償請求に関し刑事手續の成果を利用する制度（平成20年12月1日施行）についても、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」において、紹介している（P48 「刑事の手續等に関する情報提供の充実」参照）。

刑事和解等の制度の周知

法務省において、刑事和解制度などについて、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」（P48 「刑事の手續等に関する情報提供の充実」参照）に掲載し、周知を図っている。また、検察官に対しても、会議や研修などの機会を通じて刑事和解制度などについての理解を深めさせており、検察官が犯罪被害者等に対して適切に情報提供できるよう努めている。

保険金支払いの適正化等

金融庁において、各保険会社における保険金支払管理態勢整備などの状況の検証を行っているほか、苦情・相談として寄せられる情報を活用して、保険会社の検査・監督を行っている。保険金の不払いが認められた保険会社に対しては業務停止命令などを発出するなど、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については適切な対応を行っている。

国土交通省において、自賠責保険に関し、保険会社などへの立入検査や指示などにより、保険金支払の適正化を図っている。また、自賠責保険金の支払いなどに関する紛争処理のため、「自動車損害賠償保障法」に基づく指定紛争処理機関である財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構（<http://www.jibaiadr.or.jp/>）に対し、紛争処理業務に要する経費の一部を補助している。同機構では、自動車事故による被害者等の紛争処理申請に基づき、弁護士や医師などが支払内容を審査し、調停を行っている。平成14年度で161件あった紛争処理件数は、20年度では、716件となっている。

また、国土交通省においては、自動車事故による被害者等が適切な損害賠償を受けられるよう、自動車事故に関する法律相談、示談あっ旋事業などを無料で行う財団法人日弁連交通事故相談センター（<http://www.n-tacc.or.jp/>）に対して支援を行っている。平成20年度は、相談所を全国152か所（うち35か所で示談あっ旋を実施）延べ8,203日開設し、36,616件の事故相談を受け付け、自動車事故の損害賠償問題の適正かつ迅速な解決への支援を行っている。

さらに、自賠責保険による損害賠償を受けることができないひき逃げや無保険車などによる事故の被害者に対しては、「自動車損害賠償保障法」に基づく政府保障事業によって、本来の賠償責任者である加害者などに代わり、政府が直接その損害のてん補を行っている（国土交通省ホームページ「自賠責保険ポータルサイト」：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/accident/nopolicyholder.html>）。

平成20年度の損害てん補件数は2,478件であった。

受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用

法務省において、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成17年法律第50号）に基づき、犯罪被害者等への損害のてん補を図っている。

本制度は、受刑者が釈放前に作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合、その使用目的が犯罪被害者等に対する損害賠償への充当など相当なもの認められるときは、支給時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出の額の全部又は一部の金額を犯罪被害者等に支給するものである。

この制度を十分に運用するため、刑執行開始時における指導などの際に告知しているほか、居室内に整備している所内生活心得などの冊子に記載して、引き続き周知を図っている。

暴力団犯罪による被害の回復の支援

警察において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)などにより、暴力団員による暴力的要求行為の相手方や暴力団員による犯罪の被害者等に対して、本人からの申出に基づき、被害の回復などのための助言や交渉場所の提供などの援助を積極的に行っている(警察庁ホームページ「組織犯罪対策」:<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/index.htm> 「平成20年の暴力団情勢」)。

平成20年5月、暴力団対策法が改正され、指定暴力団員が当該暴力団の名称を示すなどにより資金獲得行為を行う際に他人の生命、身体又は財産を侵害した場合には、その指定暴力団の代表者などが損害賠償責任を負うこととされたほか、指定暴力団員は、当該暴力団に対する損害賠償請求、事務所使用差止め請求について、請求者に対して、威迫、つきまといその他の不安を覚えさせる方法で請求を妨害してはならないことが規定された。

都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)においては、暴力団対策法に基づき、民事訴訟費用の無利子貸付を行っている(全国暴力追放運動推進センターホームページ:<http://www1a.biglobe.ne.jp/boutsui/index2.htm>)。

各都道府県では、警察、都道府県センター、弁護士会の三者が、民事介入暴力事案の民事訴訟などにおいて共同して対処するために設立した「民暴研究会」において、訴訟関係者に対する暴力団情報の提供や訴訟関係者の保護対策などの支援を行っている。

20年中に警察などが支援した暴力団関係事案に係る民事訴訟件数は85件、援助の措置件数は165件である。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの(「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む)》

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施

法務省において、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」(平成18年法律第86号)、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」(平成18年法律第87号)を立案し、両法は平成18年6月、成立した(ともに同年12月施行)。これにより、一定の場合に、財産犯などの犯罪行為により犯人が得た財産である犯罪被害財産を没収・追徴した上で、検察官が、これを被害回復給付金として当該事案の被害者等に支給することが可能となった。

平成20年5月には、五菱会(ごりょうかい)ヤミ金融事件において、事件関係者によりスイス連邦の銀行に送金されて隠匿され、同国チューリッヒ州により没収されていた犯罪被害財産等の一部(約29億円)が日本に譲与された。東京地方検察庁では、同年7月25日、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」に基づき、上記の外国譲与財産などを被害者の方々に被害回復給付金として支給するための手続である「外国譲与財産支給手続」を開始する決定をし、同決定の内容を官報に公告した。

このほか、他の検察庁においても、同法に基づき、没収・追徴された犯罪被害財産を被害者の方々に被害回復給付金として支給するための手続である「犯罪被害財産支給手続」を開始する決定をし、同決定の内容を官報に公告している。

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度に関しては、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、「犯罪被害者等の

保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が一部改正され、一定の犯罪の被害者等から、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずる旨の申立てがある場合には、刑事裁判所が、刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について、審理・決定をすることができる「損害賠償命令制度」が創設された（平成20年12月1日施行、P52 コラム3「法テラスの犯罪被害者支援」参照）。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度以降新たに実施しているもの》

振り込め詐欺等の被害者の救済

振り込め詐欺などによる被害者の財産的被害の迅速な回復などを目的とした「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（平成19年法律第133号、以下「振り込め詐欺救済法」という。）が平成20年6月21日より施行された。

この振り込め詐欺救済法に基づき、振り込め詐欺などによる被害者の財産的被害の回復手続として、平成20年7月から預金などに係る債権の消滅手続、同年10月から被害回復分配金の支払手続が実施されている。

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

犯罪被害救援基金による奨学事業

財団法人犯罪被害救援基金において、犯罪被害者遺児に対する奨学金の給与などを行っている。

刑事事件の証人等に対する給付制度

法務省において、証人などが危害を加えられた場合などに、各種給付を行っている。

種別	療養給付		休業給付		遺族給付		葬祭給付	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
昭和36年	2	4,050	1	6,528	-	-	-	-
昭和39年	-	-	-	-	1	1,020,000	1	61,200
昭和44年	1	35,204	1	19,813	-	-	-	-
昭和58年	1	5,050	-	-	-	-	-	-
平成18年	1	37,610	-	-	-	-	-	-

提供：法務省

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

現行の犯罪被害給付制度の運用改善
警察庁において、都道府県警察に対して、

パンフレット、ポスター、インターネット上のホームページなどを活用して犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるよう指導している。また、犯罪被害給付制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、迅速な裁定など運用面の改善に努めるよう指導している。

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものである。

今後とも都道府県警察に対して、犯罪被害給付制度の周知徹底、迅速な裁定など運用面の改善に努めるよう指導していく。

犯罪被害者等給付金の申請・裁定・決定状況

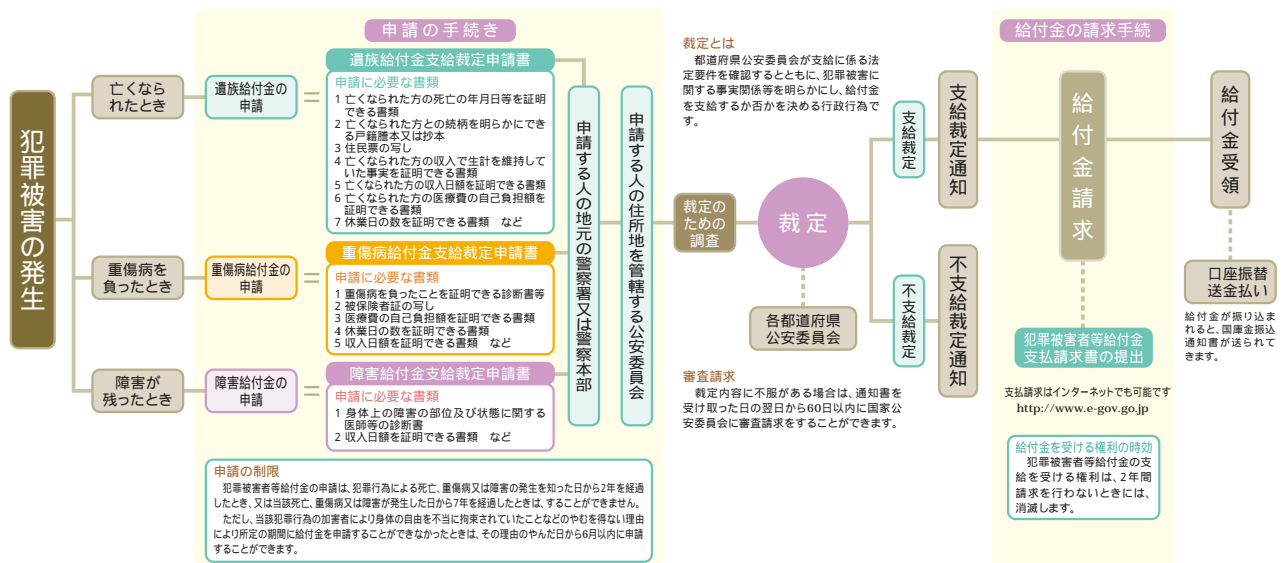
区分	年度別	17年度	18年度	19年度	前年比
申請に係る被害者数(人)		465	491	448	-43
裁定に係る被害者数(人)		412	458	445	-13
支給裁定に係る被害者数		394	435	407	-28
不支給裁定に係る被害者数		18	23	38	+15
仮給付決定に係る被害者数(人)		30	20	15	-5
裁定金額(百万円)		1,133	1,272	932	-340

提供：警察庁

犯罪被害給付制度



給付の流れ



提供：警察庁

司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

都道府県警察において、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を公費により支給し、遺族の経済的、精神的負担の軽減を図っている。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大

警察庁において、平成18年4月、重傷病給付金の支給要件の緩和や支給対象期間の延長などを行うとともに、親族間の犯罪における支給制限を緩和した。

経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施

内閣府において、推進会議の下に、「経済的支援に関する検討会」を設置し、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源などについて検討を行った。

同検討会においては、平成19年9月に犯罪

被害者等に対する給付の抜本的な拡充やカウンセリングについての配慮などを内容とする最終取りまとめを行った。

警察庁において、3つの検討会の最終取りまとめを踏まえ、平成20年2月1日、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した（同年4月11日成立、同月18日公布。平成20年法律第15号）。この改正により、休業による損害を考慮した額が重傷病給付金（又は遺族給付金）に加算されることとされたほか、改正法に基づく政令により重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する障害給付金や生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金が引き上げられるなど、給付水準の拡充が図られている（同年7月1日施行）。

平成20年7月施行の制度改正の概要

犯罪被害給付制度の拡充

遺族給付金 被扶養家族である遺族について重点的引上げ 最高額を自賠責並みに引上げ、最低額も引上げ 扶養家族の数など負担の大きさに配慮	生計維持関係にある遺族に対する引上げ 1,573.0万円～416.0万円 [例] 45歳・生計維持関係遺族4名の場合 1,508万円～559万円	<u>2,964.5万円～872.1万円</u> 2,842万円～1,960万円
障害給付金 重度後遺障害者について重点的引上げ 最高額を自賠責並みに引上げ、最低額も引上げ 平均収入が低い若年層の給付水準が不当に 低額とならないよう配慮	重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する引上げ 1,849.2万円～378.0万円 [例] 20歳未満・常時介護1級の場合 710.2万円～482.4万円	<u>3,974.4万円～1,056.0万円</u> 2,188.8万円
重傷病給付金 重傷病の療養のため休業した者に、休業損害を 考慮した給付（自賠責の上限を参考）	医療費の自己負担相当額に、休業損害を考慮した額を加算 （120万円を上限）	
民間団体の活動の促進 民間団体全体の全国的な事業水準の向上と 均質性の確保 民間団体やその全国的な傘団体への援助	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県公安委員会による民間被害者支援団体の自主的な活動を促進するための助言、指導等（その適切かつ有効な実施のために国家公安委員会が指針を定める。） 国家公安委員会による全国被害者支援ネットワークに対する助言、指導等 	
広報啓発活動の推進 広報啓発と地域の被害者支援の気運の醸成が 必要	<ul style="list-style-type: none"> 国家公安委員会、都道府県公安委員会及び警察本部長等による犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動 	
法律の題名及び目的規定の改正 法改正による支援内容の拡充を反映した題名 犯罪被害者等基本法の基本理念に立脚	<ul style="list-style-type: none"> 題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正 目的に、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること」を追加 	

提供：警察庁

性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減

警察庁において、平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊などに要する経費（初診料、診断書料、検査費用、中絶費用などを含む。）を援助することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている（性犯罪被害者に対する緊急避妊などに要する経費（国庫補助金）：20年度 112百万円、21年度 112百万円）。

今後も、都道府県警察に対して、本制度の適切な運用を指導していく。

医療保険利用の利便性確保

厚生労働省において、平成18年7月、地方社会保険事務局に対し、

- ・犯罪被害者等が医療機関の窓口において、保険診療の実施を拒まれることがあるかどうか、現状把握に努めること
- ・具体的にそのような事例があった場合には、本省への報告を行うとともに、当該医療機関に対して適切な指導を行うことを指示した。

現時点においては、このような事案に係る報告は受けていないが、仮に、そのような事例があれば、地方社会保険事務局（平成20年10月以降は地方厚生局）から当該医療機関に対して適切な指導を行うことにより、犯罪被害者等の医療保険利用の利便性を確保することとしている。

今後も、地方厚生局などと連携して、引き続き適切な対応をしていく。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度以降新たに実施しているもの》

解剖遺体の搬送・修復費の公費負担

海上保安庁において、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないように修復するための費用を公費により一部負担している。

オウム真理教犯罪被害者等の救済

「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」（議員立法）が、平成20年6月11日に可決、成立し、同月18日に公布された（同年12月18日施行。平成20年法律第80号）。

これにより、オウム真理教による一定の犯罪行為（松本サリン事件、地下鉄サリン事件など）によって死亡した被害者の遺族には2千万円、当該犯罪行為により障害が残った被害者にはその障害の程度に応じて最高3千万円、当該犯罪行為により傷病を負った被害者にはその傷病の程度に応じて最高100万円が支給されることとなった（P24 コラム2 「『オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律』について」参照）。

コラム2：「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」について

平成20年6月、地下鉄サリン事件などのオウム真理教による犯罪行為の被害者又はその遺族に対して国から給付金を支給することを内容とした「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」案が第169回通常国会に議員立法として提出され、衆参両院の全会一致で可決・成立し、同年12月18日より施行されています。

ここでは、本法の概要等について述べていきます。

第1 概要

1 趣旨

本法は、

地下鉄サリン事件等の無差別大量の殺傷行為が悪質重大なテロリズムであり、これにより不特定多数の者が被った惨禍が未曾有のものであること

オウム真理教がテロ実行能力を形成する過程でこれに立ち向かった者やその家族が、教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犠牲となっていることなどを踏まえ、国において被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにすることにかんがみ、これらの被害者等に対して給付金を支給するものです。

2 オウム真理教犯罪被害者等給付金

オウム真理教による対象犯罪行為（次の表のとおり）により、

死亡した者の遺族

障害が残った者（当該犯罪行為によらないで死亡したときは、その遺族）

傷病を負った者（同上）

に対して、国からオウム真理教犯罪被害者等給付金が支給されます（法第2条第1項及び第3条第2項）。

対象犯罪行為

国の統治機構を破壊する等の主義の下に行われた悪質かつ重大なテロ行為

- ・ 松本サリン事件（平成6年6月27日～28日にかけて発生）
- ・ 地下鉄サリン事件（平成7年3月20日発生）

オウム真理教がテロ実行能力を形成する過程でこれに立ち向かった方々が犠牲となったもの

- ・ 弁護士及びその妻子の殺害事件（平成元年11月4日発生）
- ・ サリンを使用した弁護士の殺人未遂事件（平成6年5月9日発生）
- ・ VXを使用した殺人未遂事件（平成6年12月2日発生）
- ・ VXを使用した殺人事件（平成6年12月12日発生）
- ・ VXを使用した殺人未遂事件（平成7年1月4日発生）
- ・ 公証人役場事務長の逮捕監禁致死事件（平成7年2月28日～3月1日発生）

3 給付金の額

被害者が受けた被害の類型に応じて、次の額が支給されます（法第5条第1項）。

死亡	2,000万円
障害（注）	
イ 介護を要する障害（障害等級第1・2級で常時又は随時介護を要するもの）	3,000万円
ロ 重度の障害（同上第1～3級で、イ以外のもの）	2,000万円
ハ その他の障害（同上第4～14級）	500万円
傷病（死亡・障害をもたらすものを除く。）	
イ 重傷病（通院加療1月以上の傷病）	100万円
ロ 重傷病以外の傷病（通院加療1日以上1月未満の傷病）	10万円

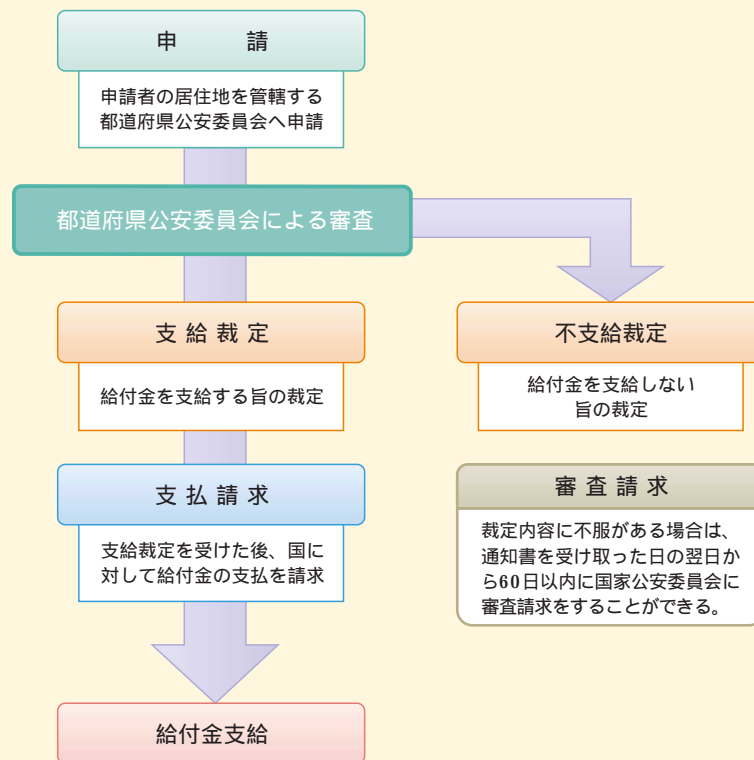
（注）障害等級は、オウム犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号）の別表に定められています。

4 給付金の申請

給付金の支給を受けようとする者は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行い、当該公安委員会による裁定を受けなければなりません（法第6条第1項）。また、申請の受付は、各都道府県警察の本部又は警察署で行っています。

都道府県公安委員会による支給裁定後（法第7条第1項）、被害者等から国に対する給付金の支払請求と国における支給手続を経て、国から被害者等へ給付金が支給されます。

給付金支給までの流れ



5 申請期間

申請は、平成20年12月18日（木）から2年間に限りすることができます（法第6条第2項及び附則第1条）。ただし、やむを得ない理由により、この期間内に申請をすることができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます（法第6条第3項）。

第2 法の施行状況

1 被害者に関する資料の整備

地下鉄サリン事件等のオウム真理教による犯罪行為からすでに十数年が経過しており、給付金の裁定に必要な資料を保有していない被害者が多数見込まれることを踏まえ、法第8条第4項において、都道府県公安委員会は、公務所や破産管財人が保有する被害者に関する資料を裁定の資料として用いることにより、被害者等の申請に係る負担を軽減することとされており。

そのため、国家公安委員会は、法第9条第1項により、

オウム真理教に対する破産申立事件の破産管財人より、オウム真理教に対する破産申立事件の記録

法務省、警視庁、長野県警察本部より、起訴状、捜査書類等の刑事事件の訴訟に関する書類

厚生労働省、東京消防庁、警視庁、防衛省などより、被害者等が受けた労働者災害補償保険法その他の法令による給付などに係る記録

につき提供を受け、警察庁において被害者ごとに整理する作業を行った上で、同条第2項により、当該資料を都道府県公安委員会へ提供しました。

2 周知措置

広報用ポスター・パンフレットの活用

警察庁において作成した広報用ポスターを市役所、町役場等の公共施設、協力いただいた民間施設等に広く掲示するとともに、広報用パンフレットを各都道府県警察の本部、警察署等の警察施設に備え付けることにより、本給付金の制度について周知しています。



広報用ポスター

個別通知の実施

警察庁より、1の被害者に関する資料に登載されている被害者又はその遺族に対して、本給付金の制度に関する案内文と広報用パンフレットを郵送することにより、当該制度につき個別に通知しています。

都道府県警察による申請の呼びかけ

都道府県警察において、1の被害者に関する資料において対象犯罪行為により死亡したとされている被害者の遺族や障害が残ったとされている被害者に対して個別に訪問し、本給付金の制度について説明を行ったほか、未だ申請をしていない被害者等に対して電話連絡するなど、より多くの被害者等が本法により救済されるよう申請を呼びかけております。

3 被害類型別申請・裁定・支給状況（平成21年3月17日現在）

被害類型（給付額）	申請	裁定	支給	
死亡（2,000万円）	25件	24件	23件	
障害	要介護（3,000万円）	4件	4件	2件
	重度（2,000万円）	1件	0件	0件
	その他（500万円）	30件	9件	6件
傷病	重傷病（100万円）	873件	601件	238件
	その他（10万円）	2,292件	1,543件	546件
合計	3,225件	2,181件	815件 (総額:84,260万円)	

申請、裁定、支給それぞれの件数の差は手続中であることによる。

犯罪被害救援基金による犯罪被害者等に対する支援金支給事業

財団法人犯罪被害救援基金において、基本法の趣旨を踏まえ、現に著しく困窮している

犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神にのっとり特別な救済を図る必要があると認められる者に対して支援金を支給する事業を平成20年12月16日から開始した。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

公営住宅への優先入居等

国土交通省において、平成17年度、配偶者からの暴力被害者について同居親族要件を緩和し、公営住宅への単身入居を可能とするとともに、犯罪被害者等について公営住宅への優先入居や目的外使用などに係るガイドラインを策定して、事業主体の判断により優先入居を実施するとともに、入居に関する情報提供を警察庁と連携して行っている。

独立行政法人都市再生機構の機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置の必要性については、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、引き続き、検討していく。なお、犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体

から、機構賃貸住宅の借上げなどの要請があった場合は、柔軟に対応していく。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

一時避難場所の確保

警察庁において、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っている（犯罪被害者等に対する一時避難場所などの借上げに要する経費：20年度 32百万円、21年度 32百万円）。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

事業主等の理解の増進

厚生労働省において、母子家庭の母などが犯罪被害により求職活動に困難を伴う場合に、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用事業（「試行雇用奨励金」の支給）を実施している。平成20年度（12月まで）の支給実績（母子家庭の母等試行雇用奨励金全体）は、205人に対し約2,400万円であった。

公共職業安定所においては、様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた犯罪被害者等に対しては、

求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

犯罪被害者等の雇用管理に関する相談などについては、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターが行う中小企業事業主などに対する雇用管理の改善に関する相談業務（<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/c-1.html>）の中で実施することとしているが、平成21年2月現在、事業主からの犯罪被害者等の雇用管理に関する相談は、寄せられていない。同センターでは、雇用管理講習会（<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/c-1.html>）において犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマを取り上げ、中小企業事業主などへ情報提供を

行っている。

また、平成20年度に独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校が実施した、労働行政職員基礎研修、公共職業安定所課長・総括職業指導官研修、職業安定行政職員上級研修で、犯罪被害者等への理解に資するテーマ（犯罪被害者等の置かれている状況など）を取り上げた。21年度においても同テーマを取り上げる。

個別労働紛争解決制度の活用等

厚生労働省において、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（平成13年法律第112号）に基づき、個別労働紛争解決制度（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>）について、ホームページやポスターを活用し、周知を図るとともに、その適正な運用に努めている。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

厚生労働省において、平成18年度、犯罪などの被害に遭った労働者が被害を回復するた

めの休暇制度の導入につき、アンケートを実施したところ、企業、労働者とも約9割が、同制度を導入すべきという意見さえ知らないという状況が明らかになった。そこで、まずは企業や労働者に対し、同制度の必要性についての周知・啓発を図ることが重要であるとの結論に至り、19年度から幅広く周知・啓発を行っている。21年度においても、20年度に引き続きリーフレットやポスターを作成するとともに、セミナーの開催などにより、引き続き、企業や労働者に対する周知・啓発を行うこととしている。

被害回復の休暇制度に関するポスター



提供：厚生労働省

第2節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

犯罪被害者等に対する精神科医による支援、カウンセリング体制の整備

警察において、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等の精神的被害を軽減するた

めの相談・カウンセリング体制を整備している。現在、全ての都道府県警察において、部外の精神科医、臨床心理士などに対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。また、被害少年に対しては、少年補導職員などの専門職員が、部外専門家などから助言を得つつ、カウンセリングを実施している。